

SUN studio Kei 利用規約

無人日焼けサロン「SUN studio Kei」（以下、本サロン）のご利用に際し、安全かつ快適なサロン環境を維持するため、下記の事項を厳守くださいますようお願い申し上げます。

第1条（運営・管理）

本サロンの運営・管理（会員資格の管理、会費・諸費用の収受、会員規約の改廃決定等）は、運営者：studio Kei が行います。

第2条（入会資格・利用制限）

1. 本サロンに入会できる方は、本規約を承諾し、かつ本サロンが定める健康状態の基準を満たした方とします。
2. 以下に該当する方は、安全上の理由から本サロンを利用いただけません。
 - 医師から日光浴や紫外線の浴びすぎを禁じられている方。
 - 光過敏症、または一時的に光に対して敏感になる薬を服用中の方。
 - 皮膚に炎症、重度の火傷、または感染症の疑いがある方。
 - 閉所恐怖症、てんかんなど、本サロンに使用に適さない持病をお持ちの方。
 - 妊娠中の方。
 - アルコールを摂取された方。
 - 暴力団構成員、入れ墨、タトゥーのある方、その他本サロンが不相当と認める方。
3. 入会後であっても、上記に該当することが判明した場合は、直ちに退会手続きをとらせていただきます。

第3条（入会手続きと本人確認）

1. 入会を希望する方は、所定のオンライン手続きを行い、本サロンの承認を得た上で、会費・諸費用を支払うものとします。
2. 無人運営の特性上、入退室管理にはスマートロック等の認証システムを利用します。アカウントの貸し借りや、未登録者の同伴入場は固く禁じます。
3. 未成年者が入会する場合、保護者の同意（連帯責任）を必須とします。

第4条（入会金・諸費用）

1. 会員は、本サロンが定める入会金・月会費・事務手数料を所定の方法で支払うものとします。
2. 会員は、初回契約日に、入会金・契約月分の会費（毎月1日～15日の入会は月額会費全額・16日以降の入会は月額会費半額）・契約翌月分の会費・事務手数料を一括にて納入するものとします。

3.いったん納入された入会金等は、理由の如何を問わず返還いたしません。

第5条（会員資格の停止・除名）

本サロンは、会員が次の各号に該当すると認めた場合、会員に対して事前の通知等を行うことなく、会員資格の停止または除名を行うことができます。

1. 会費を2ヶ月以上滞納したとき。
2. マシンの不適切な操作、または備品の持ち出し、故意の損壊、汚損行為等を行ったとき。
3. 店舗内での喫煙（電子タバコを含む）、迷惑行為、または公序良俗に反する行為があったとき。
4. 入室コードを第三者に共有、または会員以外の者を無断で入室させたとき。
5. 一人用の個室を複数人で利用したとき。
6. マシンの清掃（セルフクリーニング）をおこなわなかったとき
7. 本利用規約に違反したとき。
8. その他、無人店舗の維持に支障をきたすと判断されたとき。

第6条（会費の支払い）

会費の金額、支払期限等は本サロンが定める通りとします。月会費は、実際の施設利用の有無にかかわらず、会員資格を有する限りお支払いいただきます。

第7条（変更・退会手続き）

1. 変更・退会を希望する場合は、希望月の前月10日までに所定のシステムより申請してください。（例：10月末での退会希望は、10月10日までの申請が必要）
2. 事務手続きの関係上、10日を過ぎた場合は翌々月扱いとなります。
3. 電話や口頭、SNSのDM等による手続きは受け付けません。

第8条（営業日・営業時間）

本サロンは原則として24時間営業（または定めた営業時間）としますが、マシンのメンテナンス、清掃、天災、その他やむを得ない事情により、予告なく休業または営業時間を変更することがあります。

第9条（自己責任と免責事項）

1. 会員は、本サロンが別途示す注意事項を遵守の上、自己の責任においてマシンを適切に利用するものとします。タンニング（日焼け）あるいはマシンの過度の使用による肌のトラブル（赤み、火傷、かゆみ等）、注意事項を遵守せずに発生した損害等について、本サロンは一切の責任を負いません。

2. 施設内での盗難、紛失、怪我、会員同士のトラブルについても、本サロンに過失がない限り、責任は負いかねます。
3. 無人店舗のため、マシンの使用後は、本サロンの指定する方法により、必ず各自でマシンの清掃（セルフクリーニング）を行って下さい。

第10条（損害賠償・紛争等）

1. 会員が、故意または過失により、本サロン及び運営者に損害を発生させた場合（施設・マシンの汚損、施設が使用できない状況を作成した場合の損害、風評被害、その他の損害を含みます）には、直ちに本サロン及び運営者に対する全損害を賠償するものとします。
2. 会員同士、あるいは会員と第三者との間でトラブル・紛争となり、一方あるいは双方に損害が発生した場合には、本サロンは関与せず、当事者同士にて解決して下さい。ただし、上記のトラブル・紛争が原因で、本サロン及び運営者が一方当事者に損害賠償を行わなければならない事態になった場合には、他方当事者は、本サロン及び運営者に対し当該損害賠償額を補填するものとします。

第11条（規約の改定）

本サロンは、社会情勢の変動や運営状況に応じて、本規約や会費を改定することができます。その場合、改定日の1ヶ月前までに店舗内掲示または公式サイト・SNS等で告知するものとします。

第12条（施行）

本規約は2026年3月5日より施行します。